



平成23年6月24日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ネ)第879号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所堺支部平成22年(ワ)第1588号)

口頭弁論終結日 平成23年5月20日

判 決

控訴人・被控訴人(原告)

(以下「一審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士	井 上 耕 史
同	平 山 正 和
同	村 田 浩 治
同	岡 崎 守 延
同	辰 巳 創 史

東京都中央区晴海1丁目8番10号トリトンスクエアX棟

被控訴人・控訴人(被告) C F J 合 同 会 社

(以下「一審被告」という。)

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

同職務執行者 浅 野 俊 昭

同訴訟代理人支配人 植 田 將 美

主 文

- 1 一審原告及び一審被告の控訴をいずれも棄却する。
- 2 一審原告の控訴にかかる控訴費用は一審原告の負担とし、一審被告の控訴にかかる控訴費用は一審被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 一審原告

- (1) 原判決中一審原告敗訴部分を取り消す。
- (2) 一審被告は、一審原告に対し、10万円及びこれに対する平成21年1月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 一審被告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告は、一審原告に対し、358万2685円及びこれに対する平成22年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 一審原告のその余の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、いずれも貸金業者である一審被告（商号変更前の商号はディックファイナンス株式会社、以下「ディック」という。）及び一審被告が後に吸収合併した株式会社ユニマットライフ（以下「ユニマット」という。）との間で、継続的に金銭消費貸借を行った一審原告が、一審被告に対し、不当利得に基づき、過払金（ディック分129万2238円、ユニマット分265万2340円）及びこれに対する民法704条所定の法定利息（ディック分の最終取引日である平成22年4月12日までの確定利息13万5112円、ユニマット分の最終取引日である平成21年1月19日までの確定利息9万5673円、及びそれぞれ最終取引日以降の年5分の割合による金員）の支払を求めるとともに、一審被告が、ユニマット分の取引について一審原告に対して残債務があるとして請求をしたことが不法行為であるとして、弁護士費用10万円及び遅延損害金（起算日は一審被告の請求により支払をしたことによる損害発生日）の支払を求めている事案である。

- 2 原審は、一審原告の請求のうち、不当利得に基づく請求については全て認容し、不法行為に基づく請求については全て棄却したので、これを不服とする一審原告及び一審被告がともに控訴した。

なお、一審被告の控訴は、悪意の受益者ではないとする自己の主張に基づき

支払義務を自認する過払元本358万2685円及びこれに対する訴状送達の日
の翌日からの遅延損害金を超える部分のみを控訴の対象とするものである。

- 3 当事者の主張は、後記4において当審における当事者の補充主張を付加する
ほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「1 請求原
因」、「2 請求原因に対する認否及び被告の主張」及び「3 被告の主張に
対する原告の反論」（原判決2頁8行目から10頁4行目まで）に記載のとおり
であるから、これを引用する。

4 当審における当事者の補充主張

(1) 一審原告

ア 請求行為

一審被告の督促状には、請求金額が30万円であることのほか、「ご返
済、ご連絡がない場合は、法的手続きに移行することがありますので念の
ため、申し添えます。」と記載されている。これに加えて「ご連絡頂けれ
ば、お客様のご事情等を勘案して、出来る限りのご相談を受けさせて頂く
所存でございますので本状到着後ご連絡下さい」と記載されているからと
いって、一審被告が一審原告の事情を考慮し弁済方法の協議に応じる姿勢
を示していると判断することはできず、この文言をもって請求行為ではな
いと解する余地はない。

イ 貸金債権消滅の認識

貸金業者の請求が不法行為を構成する場合として、平成21年9月4日
判決は、請求が暴行や脅迫を伴う場合のほかに、「貸金業者が当該貸金債
権が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の
貸金業者であれば容易にそのことを知り得たのにあえてその請求をしたり
した」場合を指摘している。

一審被告の一審原告に対する請求は、平成21年1月13日ころなされ
たものであるところ、同月当時ユニマツト取引については貸金債権は全て

消滅しており、一審被告はこのことを容易に知り得た。

ユニマツト取引は平成15年2月14日までは銀行の口座振込による返済であるところ、平成11年判決は、みなし弁済の適用を受けるには、特段の事情のない限り、直ちに18条書面を交付しなければならない旨判示していた。そして18条書面を交付しないという当事者の合意や債務者の申出があったことはここにいう特段の事情には当たらない。

ユニマツト取引について受取証書が発行されてからも受取証書に「契約年月日」の記載がなかったことは一審被告も自認している。平成18年判決は、貸金業法施行規則15条2項の規定のうち、貸金業者が弁済を受けた債権に係る貸付契約を契約番号その他により明示することをもって、貸金業法18条1項1号から3号までに掲げる事項の記載に代えることができる旨定めた部分は無効であると判示していた。

さらに、ユニマツト取引については、約定利息を支払わないと期限の利益を喪失する旨の特約が存在していたが、平成18年判決は、このような特約が存在した場合は、特段の事情のない限り任意に支払ったものということとはできないと判示していた。したがって、平成21年1月の時点において、通常の貸金業者であれば、上記最高裁判決以前の取引について貸金業法43条1項の適用要件を充足していないことを容易に認識し得たことは明らかである。

ユニマツト取引は、平成7年7月19日から約定利率が年29.2パーセントから30数パーセントで取引されており、平成21年1月13日までは13年半にわたって取引が継続されているが、一般にこのような利率で約定利息のみを払い続けるケースで、利息制限法に基づいて充当計算すれば、5年5か月で元本は消滅する。実際の取引経過は借増しなどもあるが、それを考慮しても取引開始から7、8年経過すれば既に貸金債権は全部消滅している蓋然性が高いのである。

以上のとおり、一審被告は、容易に債権の消滅を知り得たものであるから、それにもかかわらず、あえてその請求をしたものとして、不法行為に当たることは明らかである。

(2) 一審被告

ア 貸金業法43条1項の適用があるとの貸主の認識は、個々の借主との取引毎の認識ではなく、全ての借主との間で共通する1つの認識であるから、その立証は、業務体制を一般的に立証し、全ての借主との間で共通して使用した標準書式（サンプル）を示すことによって足りるものである。具体的立証を必要とする考え方は、ジャーナルの発見に多大な作業が必要となるので、貸主に不可能もしくは著しく困難な立証活動を強いるものである。

イ 仮に具体的立証が必要であるとしても、一審被告は、ユニマット取引については、17条書面の交付を乙第13、14号証により、18条書面の交付を乙第15号証の1ないし3により証明した。また、ディック取引については、17条書面の交付を乙第16号証の1・2及び17号証の1ないし8により、18条書面の交付を乙第18号証の1ないし11により証明した。

当審において更に、ユニマット取引にかかる17条書面（乙55の1ないし5）、18条書面（乙56の1ないし5）、ディック取引にかかる17条書面（乙57の1ないし17）、18条書面（乙58の1ないし23）を提出する。

ウ ユニマット取引の18条書面に関しては、基本契約書サンプルに、金融機関等の口座振込の場合には、会員の申し出があった場合に限り、残高確認兼領収書を交付するものとする旨規約に記載されていた。顧客は借入を家族に内緒にしていることが圧倒的に多く、書面を送付されると家族に見つかり、迷惑なので一切送付しないで欲しいと言われることが多数を占めていた。したがって、プライバシーに配慮しながら、希望者のみに発送す

る業務体制を取っていたのであるから、悪意の受益者とはいえない特別の事情があったというべきである。

エ ディック取引において交付された17条書面には「返済期間及び返済回数」の記載はないが、リボルビング返済方式を採用した場合には、予め確定的な返済期間及び返済回数を記載することは不可能である。平成17年判決は、個々の貸付時点での残元利金につき、「最低返済額及び経過利息を毎月の返済日に返済する場合の返済期間、返済回数」を記載しなければならない旨判示しているが、この判決が出るまでは、このような見解が下級審裁判例や学説で多数を占めていたという状況ではなかった。また、平成17年判決の事案は、元金定額リボルビング返済方式の取引であって、ディック取引では「元利定額残高スライドリボルビング返済方式」が採用されているので、平成17年判決が判示する上記のような記載を行うことも不可能であった。したがって、「返済回数及び返済回数」の欠落した書面の交付でも特段の事情ありと解すべきであり、このことを認めた多数の裁判例が存在する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、一審原告の不当利得に基づく請求は理由があるのでこれを認容し、不法行為に基づく請求は理由がないのでこれを棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決を次のとおり補正し、後記2のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1, 2, 5及び6（原判決10頁6行目から15頁14行目まで）に認定・説示するとおりであるからこれを引用する。

(1) 原判決13頁8行目の「5」を「3」と、14頁12行目の「6」を「4」と改める。

(2) 原判決13頁5行目の次に改行して次の文章を加える。

「また、一審被告は、ディック取引における17条書面において「返済期

間及び返済回数」の記載がなかったことを自認しているところ、当時、リボルビング取引においては「返済期間及び返済回数」の記載が不要であるとの学説や判例が一審被告がそれに依拠した認識を持つのも当然であるといえるほどに有力であったことを認めるべき証拠は存在しない。したがって、この点においても、特段の事情があると認めることはできない。」

- (3) 原判決15頁4行目の「しかしながら、」から14行目末尾までを次の文章に改める。

「同書面は、優遇プログラムとの表題ではあるが、請求金額が30万円であることも明示されており、その趣旨が返済の催促にあることは明らかである。しかしながら、同書面においては、返済や連絡のない場合の法的手続への移行の可能性につき記載されているものの、督促状として特に不相当な文言が記載されているわけではない。また、一審原告と一審被告との取引は、長年にわたり、継続的に多数回の借入と返済を繰り返している取引であって、極めて少ない回数で借入と返済が終了する取引の場合のように、一見して容易にその残額が明らかになりうる態様の消費貸借ではない。契約関係にある者の間で、契約の文言に従った請求をする行為は、その権利主張の重要性に鑑みれば、不法行為を構成すると判断されるのは、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合に限られるべきであり、本件取引の状況と本件督促行為の態様からみると、本件督促行為は、未だ、このような違法とされるほどの著しく相当性を欠く場合に当たるということはできない。

よって、上記行為が不法行為となる旨の一審原告の主張は採用できない。」

2 当審における当事者の補充主張に対する判断

(1) 一審原告の主張について

一審原告は、一審被告が平成21年1月13日ころ一審原告に督促状を送

付した行為が、不法行為を構成すると主張する。この点に関しては、原判決を補正して判断したとおりである。

なお、一審原告は、平成21年9月4日判決を自己に有利に援用しているので、この点につき判断を加える。

同判決は、貸金業者の請求が不法行為を構成する場合として、請求が暴行や脅迫を伴う場合のほかに、「貸金業者が当該貸金債権が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の貸金業者であれば容易にそのことを知り得たのに、あえてその請求をしたりしたなど、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合に限られる」と判示している。しかし、同事件は、貸金業者との約定利率は年47.45%ないし年36.47%であって、その結果、制限利息超過部分を元本に充当すれば、貸付開始から5年余りで元本は完済されて過払金が発生する状況であったにもかかわらず、貸金業者がその後11年以上にわたり過払金を請求して受領し続け、過払金の額が貸付金額の2倍以上に達していたという事案であった。そのような事案において、その請求行為は不法行為を構成しないと判断され、さらに、過払金の受領につき、民法704条所定の悪意の受益者であると推定される場合においても、この理は異ならないと判示されたものであり、貸金業者の請求行為が不法行為を構成するとされるのは、行為態様において社会通念に照らして著しく相当性を欠くと認められるような、相当に限定的な場合であることを示した判断であるといふべきである。

(2) 一審被告の主張について

ア 一審被告は、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったことを立証する際には、業務体制を一般的に立証することで足りるものであり、具体的立証を必要とする考え方は、ジャーナル提出の困難さからみて著しく困難な

立証活動を強いるものであると主張する。

しかし、この点については、前記（原判決引用部分）のとおり、取引の態様に応じて、17条書面及び18条書面を交付していたことを推認できる程度の具体的立証は必要であるというべきであり、また、その程度の立証であれば、ジャーナルの提出に手間暇がかかるとしても、一審被告に著しく困難な立証活動を強いるものとはいえない。

イ 一審被告はユニマット取引の18条書面に関して、借主のプライバシーへの配慮から希望者以外には送付しない取り扱いをしていた旨主張するが、そのような取り扱いでは、貸金業法43条1項の適用が受けられないとするのが当時の学説、判例上の多数説であったことは前記認定（原判決引用部分）のとおりであるから、仮に一審被告にプライバシー保護の意図があったとしても、特段の事情があったと認めることはできない。

また、一審被告は、当審において、ユニマット取引につき、原審で提出したジャーナルに加えて立証を追加したが、ユニマット取引については、18条書面の交付がなかった間に、制限超過部分の支払によって貸金元本はなくなっており、以後の弁済に貸金業法43条1項の適用の余地はないので、その後の18条書面交付の立証は意味をなさない。

ウ ディック取引における17条書面において「返済期間及び返済回数」の記載がなかったことについて、一審被告は、リボルビング取引、とりわけディックが採用していた「元利定額残高スライドリボルビング返済方式」においては「返済期間及び返済回数」の記載が困難であったと主張するが、貸金業法43条1項のみなし弁済が認められるための要件を遵守することが難しい取引形態を採用したのはディック自身なのであるから、そうである以上、要件に合わせるために各種の場合に仕分けた記載などを工夫するべきであって、何らの手段もとらないままに、それでものみなし弁済の適用があると認識していたということであれば、そのような認識をするについ

てやむを得ない特段の事情があるとはいえないことは明白である。

また、一審被告は、当審において、ディック取引について原審で提出したジャーナルに加えて立証を追加しており、その中には一審被告が平成17年判決に従って、「返済期間及び返済回数」に関する記載事項を変更したと主張する平成17年判決が出された以降の取引のジャーナルも存在するが、ディック取引についても、制限超過部分の支払によって平成14年9月には貸金元本は無くなっており、以後の個別貸付によっても過払金の残高を超える貸付はないため、その後の弁済に貸金業法43条1項の適用の余地はないので、上記追加立証は意味をなさない。

- 3 以上によれば、一審原告の本訴請求は、不当利得に基づく請求は理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却すべきである。

よって、原判決は相当であって、一審原告及び一審被告の各控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 坂 本 倫 城

裁判官 西 垣 昭 利

裁判官 森 木 田 邦 裕

これは正本である。

平成 23 年 6 月 24 日

大阪高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 蒔 田 豊

